

高齢者医療制度について

与党連立政権合意において、「来年4月に実施が予定されている70歳から74歳までの窓口負担の1割から2割への引き上げ及び75歳以上の新たな後期高齢者医療制度における被扶養者からの保険料徴収の凍結について早急に結論を得て措置する。」とされ、与党プロジェクトチームにおいて協議が始まった。

一方、後期高齢者医療広域連合や医療保険者では、来年4月からの高齢者医療制度の実施に向け、新たな保険料の決定や電算システムの開発・改修などについて住民や議会の理解を得て準備を進めているところであり、地方の立場から次のとおり申し入れる。

1. 国においては、住民、市町村及び制度運営の主体である広域連合等の保険者に混乱が生ずることのないよう、早急に方針を示すとともに、適切な情報提供を行い、円滑な制度運営に支障が生じないよう、万全の措置を講じること。
2. 窓口負担引き上げの凍結に伴って必要となる保険者の保険給付費の増加分及び保険料徴収の凍結に伴う財源の減少分については、全額国において確実に措置を講じること。
3. 上記2に加え、本制度創設に伴う電算システムの開発・改修には、すでに多額の財政負担が発生していることから、今回の凍結に伴って必要となる更なる改修費などの新たな負担も含めて、国の責任において、万全の財政措置を講じること。

平成19年10月5日

全 国 知 事 会
全 国 市 長 会
全 国 町 村 会